

「塩尻市、信州大学医学部、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携に関する協定書」の更新に係る合意書

塩尻市（以下「甲」という。）、信州大学医学部（以下「乙」という。）、塩筑医師会（以下「丙」という。）及び塩筑歯科医師会（以下「丁」という。）は、平成26年8月19日に締結した「塩尻市、信州大学医学部、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）について、協定書第5条の規定に基づき、令和2年8月18日の有効期間満了後、次の条件により更新することを合意する。

（有効期間）

1 更新後の有効期間は、令和2年8月19日から令和6年8月18日までの4年間とする。

（甲、丙又は丁の解除権）

2 甲、丙又は丁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有効期間内においても協定書を解除することができる。

- (1) 乙が、有効期間内に協定書第1条に定める研究（以下「研究」という。）を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、協定書の履行又は研究の実施に当たり不正な行為をしたとき。

（乙の解除権）

3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有効期間内においても協定書を解除することができる。

- (1) 甲が、研究を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 甲、丙又は丁の責めに帰すべき理由により、研究が継続不可能となったとき。

（厚生労働省実証事業への協力）

4 乙は、研究に関連して、有効期間内に厚生労働省が実施する「歯科保健サービスに関する実証事業」に協力することができる。この場合において、甲、丙及び丁は、協定書の目的に反しないと認められる場合に限り、乙と共に当該実証事業

に協力することができる。

甲、乙、丙及び丁は、協定書の更新に係る合意を証するため、本合意書を4通作成し、各自1通を保有する。

令和2年8月19日

甲 塩尻市大門七番町3番3号

塩 尻 市 長 小 口 利 幸



乙 松本市旭三丁目1番1号

信州大学医学部長 中 山



丙 松本市深志一丁目4番8号

塩 筑 医 師 会 長 清 水 忠 博



丁 塩尻市大門一番町12番2号

塩筑歯科医師会長 渡 邊 善 也

